

小松島市学校再編計画策定に向けての 地域別意見交換会の開催について（お知らせ）

本市教育委員会では「小松島市学校再編計画策定委員会」を本年5月に設立し、子どもたちの適正な教育環境の整備について検討を開始し、今後約2年間をかけて具体的な再編計画を新たに策定することとしております。ついては、「小松島市幼・小・中学校再編のあり方検討委員会」からの提言も参考に、各地区の方々（中学校区単位）との意見交換会を、次のとおり開催しますので、ご参加ください。

地域別意見交換会

	会 場	日 時	所在地	備 考
第1回	坂野中学校体育館	7月9日(金) 午後7時～9時	坂野町字根上り6-1	坂野中学校区在住の方
第2回	ふれあいセンター立江	7月15日(木) 午後6時30分～ 8時30分	立江町字黒岩78-1	立江中学校区在住の方
第3回	ミリカホール	8月6日(金) 午後7時～9時	小松島町字新港9-10	小松島中学校区在住の方

※①当日、「アンケート調査」を実施しますので、ご協力ください。

②他地区での参加も可能です。

③開始2時間前に警報が発令中の場合は延期とします。（日時等は改めてご案内します。）

議 題

(1) 小松島市学校再編についての概要説明

- ①小松島市教育施設関係などの現況および将来推計について
- ②これまでの学校再編に関する経緯について
- ③今後の学校再編に向けた計画の策定について

(2) 意見交換



問い合わせ先

教育委員会 学校課教育政策推進室 (☎32・3813)

廃棄物の不法投棄・野焼きは 禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条で、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。と規定され、廃棄物の投棄は禁止されています。（投棄禁止）

また、同法第16条の2で、何人も、廃棄物を焼却してはならない。（一部例外を除く）と規定されております。（焼却禁止）

家庭ごみは『家庭ごみ収集日程・地区割表』で日程等をお確かめのうえ、市の指定袋に素材毎に分別して、収集日当日の朝8時30分までに出示しましょう。

お問い合わせは、市生活環境課（市役所4階 ☎32・2147）または、市環境衛生センター（芝生町 ☎32・8290）まで。

第9回特別弔慰金制度のお知らせ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々へ思いをいたし、残された遺族に対して弔慰金を支給する制度です。

【支給対象者】平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に年金給付の受給権者（戦没者の妻、父母など）が死亡した場合に残された遺族に支給されるものです。

【支給される国債】額面24万、6年償還の記名国債

【請求期限】平成24年4月2日（月）まで。

【請求・お問い合わせ窓口】小松島市役所 市民生活課総合案内（市役所1階 ☎32・2132）まで。